

帝王學の教科書三代御記

神宮皇學館教授 阪本 廣太郎

本稿は、大正十年四月二十四日宇治山田市神宮皇學館講堂に於て開かれたる財団法人明治聖德記念學會の地方講演會の席上にて試みたる講話の筆記である。推敲もとより不十分なるに學會の請求に應じて、之を誌上に公にするのも、たゞく列聖樹德の聖蹟を世に弘めたいと思ふ微志に外ならぬのである。

三代御記と申すのは、第五十九代宇多天皇・第六十代醍醐天皇・第六十二代村上天皇の御三代の天皇の御日記を申上げるのであります。之を又天皇の御治世の年號より寛平御記・延喜御記・天曆御記とも分ち稱へます。而して寛平御記に對して、他を二代の御日記、或は二朝御記とも申上げて居りました。寛平御記即ち宇多天皇の御日記は古くは十卷あつたやうであります。餘程以前から御原本は散佚して終つて、僅かに平安朝の末頃から鎌倉時代にかけて編纂せられたる史書や法律書などの中に、御記として引用せられて居る逸文が残つて居るばかりであります。それを、幕府の士、中津廣肥といふ人が數多の古書の中から拾ひ輯めまして、年次を立て、一部の書に編しましたのが即ち寛平御記と申すのであります。この書は、「歴代殘闕日記」といふ叢書の中に纏められて、今日まで寫本で傳はつて居りました。そ

れを底本として、現東京帝國大學史料編纂官たる和田英松博士が増補訂正せられまして數年前國書刊行會から發行したる續々群書類從の第五卷記録部に收めて世に公にされました。引續いて大正六年に、列聖全集を編纂刊行さるゝ企があるに就て、同氏は再び増訂を加へられて、之を「宸記集」に收めて出版さるゝこととなりました。それで、先づ今日の處では宇多天皇の御日記として、この宸記集に收められてあるのが最も完全に近いのでありますが、しかし前に申述べた通り、以前は十卷もあつたのが、只今は僅にその十の二三にも過ぎないのでありまして、その御全文を拜觀することの出來ないのは、遺憾に堪えぬ次第であります。今の御記の年號を目記に掲げますと次の通りであります。

仁和三年	十一月
同 四年	正月・五月・九月・十月・十一月・十二月
寛平元年	正月・二月・三月・四月・五月・八月・九月・十月・十一月・十二月
同 二年	正月・二月・三月・四月・五月・七月・十二月
同 三年	二月
同 四年	八月
同 六年	九月
同 八年	八月
同 九年	六月

併し何月と申しても、一月の中僅かに一日若くは數日の箇條しか遺つて居ないのであります。

延喜御記即ち醍醐天皇の御日記は昔は二十卷もあつたやうであります。眷記之も散逸したのでありま

すが。寛平御記と同じやうに、中津氏の手によりて古書の中からその逸文を拾ひ輯めて歴代殘闕日記の中に編輯せられ、引續いて和田博士の増補訂正を経て、列聖全集の宸記集に收められました。その年次を掲げますと、

寛平九年	九月
昌泰元年	四月・五月
延喜元年	四月・七月・十一月
同 二年	正月・三月・五月・六月・七月・十月・十一月
同 三年	正月・二月・六月
同 四年	正月・二月・三月・閏三月・四月・七月・八月・十一月・十二月
同 五年	正月・三月・四月・七月・八月・九月・十月・十二月
同 六年	正月・二月・四月・六月・九月・十月・十一月
同 七年	正月・二月・四月・六月・九月・十月・十一月・十二月
同 八年	正月・二月・四月・五月・十一月・十二月
同 九年	二月・三月・閏八月・十月・十一月
同 十年	正月・二月・三月・四月・五月・九月・十一月・十二月
同 十一年	十一月・十二月
同 十二年	正月・七月・十月
同 十三年	正月・五月・六月・十一月・十二月
同 十四年	十月
同 十五年	正月・四月・六月・十二月
同 十六年	正月・三月・七月・十月・十一月
同 十七年	正月・二月・三月・四月

同十八年	正月・二月・三月・六月・八月・十月
同十九年	正月・二月・三月・四月・七月・九月・十一月・十二月
同二十年	正月・二月・三月・五月・六月・九月・十月・十一月・十二月・正月
同廿一年	十一月
同廿二年	三月・四月・九月
延長元年	正月・三月・四月・七月・八月・十一月
同二年	正月・三月・四月・十一月・十二月
同三年	正月・五月・八月・九月・十月・十一月・十二月
同四年	正月・二月・三月・四月・五月・六月・七月・八月・九月・十二月
同五年	六月・七月
同六年	五月・四月・十二月
同七年	正月・十月
同八年	七月

前後三十三箇年に亘つて居りますが、寛平御記と同じく、一ケ月中僅かに數日の御日記しか残つて居ないのでありまして、御全部の一二しか傳はらないのであります。

天曆御記は即ち村上天皇の御日記であります。原本の卷數は明瞭ではありませんが、御二條師通公の日記に、「二代御記抄」とて、醍醐村上天皇の御日記を部類別したものが五十卷あつたことが記されてありますから、原本は恐くは、延喜御記の二十卷より多數であつたこと、拜察せらるゝのであります。之も前二代の御記と同じやうな手續を経て、只今は、列聖全集の「宸記集」に收められてあります。今その

年次を掲げますと

天曆三年	三月・十月
同 四年	四月・十月・十二月
同 五年	十一月
同 七年	正月・閏正月・二月・四月・七月・九月・十一月・十二月
同 八年	毎月
同 九年	正月
天徳元年	閏三月
同 二年	五月
同 三年	十月・十二月
同 四年	毎月
應和元年	毎月
同 二年	毎月
同 三年	正月・二月・三月・五月・六月・七月・八月・九月・十一月・十二月・閏十二月
享保元年	毎月
同 二年	毎月
同 三年	毎月
同 四年	正月・三月・四月・五月

この三代御記が、後世歴代の帝王學の教科書とせられたことは、藤原俊憲の著述である「貫首秘抄」といふ書物、この書物は貫首即ち藏人頭(今日の侍従長)の心得書を記したるものでありますが、この書物に次の文句があります。

執柄若職事。能知主上御作法公事之條。備顧問。或又幼若之主奉教訓。仍寛平御記。二代御記。内裏式。寛平遺誠常可見之也。

即ち攝政關白（執柄）及び藏人（今日の侍從）は、常侍輔弼の官であるから、常に天皇の顧問となり、或は皇太子の御補佐役たらねばならぬから、これには「三代御記」と「内裏式」及び「寛平遺誠」を常に精讀すべきであると記されてゐるのであります。之を以ていかにこの三代御記が貴重されて、歴代天子の教範と仰がれたことが明かに知る事が出来ます。又「禁秘抄」「玉葉」など、申す鎌倉初期に出来た書物に據りますと、「二代御記」は當時天皇の常の御殿である清凉殿の内に、日記の御厨子と稱する、御厨子にこの御記を備へ置かれたことがありますから、常に天皇の御愛讀遊ばされたことも拜察し得る次第であります。抑も、日記は日記である。他日の備忘の爲に、若くは反省の資とする爲に、日々思ひ付いた事をそのままに記して置くものである。他の著述のやうに決して深き思索や研究の上に成つたものではない。之は人に見せる爲のものではなく、ただ自己の參考に供するまでのものである。されば日々の出来事や當座の思ひつきや感情を何等の顧慮もなく、忌憚もなく、ありのままに披瀝流露するのが常である。それで日記の本質から云はゞ、日記はその人の日常生活の有の儘の描寫であらねばならぬ。若し日記にして有の儘の描寫でなく、修飾糊塗したものであるならば、それは眞實の意味の日記ではなく、何か爲にするための一種の記録であり、僞日記であらねばならぬ。

私共はかやうな考を以て、古人の日記にして今日公にされたるものに對する毎に、何時も感じ得ることば、いかにも古人の日記は眞實味の籠つた日記であることを發見するのであります。かゝる日記に對しては、私共は實に幾何の時間を隔てたる故人に對し、面のあたりその人に面し、面のあたりその人の生活、殊にその當時、表面には現れなかつた、其人の内面生活と云ふよりは其の人の眞生活と云ふ方が正しいのである、眞の故人そのものに觸接するの感あるのであります。

日記が、歴史の材料として使用さるゝ場合に、それが各種の史料類の中で、第一價値を與へらるゝもこれが爲である。偽はらざる告白と云ふが、眞の偽はらざる自己生活の表現は、私は之を故人の日記にのみ見ることが出来るのを幸とします。美なれば美、醜なれば醜、有のまゝの表現、そこに日記の必要もあり、日記の價値もある。全人格の全表現、之を文學にして傳へ得るものは、恐くはその人格者の手により編まるゝ眞實の日記を措いて外にありません。畏いことであるが、私は今、かやうな日記に對する考察の上から、三代御記の殘闕を拜讀したものであつた。九重奥深き雲上の御生活、一天萬乗の君として億兆の上に立たせ給ふ大君の大御心、臣民私共は、今日に至るまで、天皇の統べ玉ふ御統治の機關とその活動とを通じて、申さば間接に、よし時には稀なる直接の交通があつたにしろ、普通は公式の政治を通じて、天皇を見立て奉つたのであります。それを今、聖代文運の庇蔭によつて、世を隔てながら、歴代列聖の御眞影、神ながらなる御生活に面のあたり拜接し拜觸し得ることはあゝ何たる幸福な

ことで有りませうか。

かくて、拜讀し得たる臣等私共の感想は何うで有りませう。驚くべきは、我が天皇の御生活の天晴なることでありませう。

天晴と申す外、私は言葉を見出し得ないのである。清明透徹、神そのまゝの御生活、しかも慈愛無偏眞の人間そのまゝの御生活、神と人との合一に成れる典型的御生活、私はこれ程の貴い文學、價値ある文章に接したことはない。かくてこそ、御日記が歴代帝王の御教範と撰ばれたので有りませう。作爲せられざる教科書、恐くは廣い世界、古今を通じて、又とあるまいと思ふ。よく社會の上層に立つ人々に對して、殊に教育者たる私共に對して、身^{●●●●●●●●●●}を以て人を率ゐよと要求せられます。身を以てとは全人格を以て、全生活を以ての意味ではありませうが、果してこの註文通りに、教育者たる私共の生活、公私の全き行爲が、被教育者の典型となり、模範たることが出來得ませうか。私どもの儔はらざる表裏両面の眞生活を、たとへそれを公にせずとも、先づ自分の妻に、自分の子に向つて、公開することを得る人が幾人ありませうか。

この意味に於て、實に三代御記は、たとへそれが拾の一二しか傳はらないにしろ、聖帝の聖なる所以を語り、我が皇祖皇宗の徳を樹て給ふことの深厚なることを十分に窺ひ奉ることが出来るのは、我等臣民たるもの、何たる光榮であり、何たる幸福でありませうか。私は同時にこの貴き世界無二の寶典を幾十百

の古書を涉獵して熱心に謹輯されたる中津氏並に和田博士に改めて此に感謝することを禁じ得ませぬ。前述の如く、御記全篇を通じ、日々の御生活、凡てが生きたる御教訓ではありますが、現存の御記は多く宮廷内の儀式典禮を記載する古書に引用せられたる御逸文を謹輯せるものでありますから、従つてその大部分は儀式典禮其他當時の御政治に關係せるもの、申さば客觀的史實の御描寫の部分が多いのであります。併しながら此等客觀的描寫の中にも、時々貴き御主觀のひらめきがあり、殊に又いかなる幸で有るか、純御主觀的描寫、即ち天皇の御内面の御生活をそのまゝ寫し出されたる貴いその御日記が交つて傳はつて居るので今私は誠に畏き限りではあります、これ等の中から、特に一般人私共の修身の典範とすべきもの一二を謹抄して、之を自他修養の資に供したいのが本日の講演の主旨に外ならないのであります。尙ほ真に、恐れ多いことではあります、長い年代の間、傳記の間に、文字の寫し誤りも尠からずあるやうに見受けられるのであります。又薄學の私に於て謹解し能はざる點も多々これあり、殊に不文の私共に於て到底、大御心の萬々一をも御傳へ申すことの出來ないのはもとより、恐懼に堪へないのであります、本會の需に應じて、平素私の謹誦しまつて居る御記の御文一二を次に抜抄して、諸君と共に聖徳を繰返し、讚仰し味讀したいと思ふのであります。

先づ第一に宇多天皇の御日記の中から、天皇の神祇に對する御敬虔の態度の一二を拜察致しますれば、仁和四年十月十九日の條に次の如く御記しになつて居ります。

辰刻、我國者神國也。因每朝敬拜四方大中小天神地祇。敬拜之事始自今。後一日無怠云々。

我國は神國なりとの御自覺を前提として、毎朝の神祇敬拜をこの日より始められたのであります。神武天皇が東征の際に、「今我は是れ日神の子孫なり」と仰せられて神祇を禮祭せられたことや、明治大帝の「我國は神の末なり神祭る昔の手振忘るなよゆめ」との御製を思ひ合せ奉りて、上列聖の御敬神の御念慮の厚く深くおはしたと、敬神行爲の御實修に御熱心であらせられたことに感服せざるを得ないのであります。次に天皇は寛平元年二月の六日の條に、興味深き御日記を記されて居ります。それは猫に對する消息でありまして、その大體を申し上げますと、此に驪猫一疋が居る。これは太宰小貳源精が任滿ちて歸京の際に先帝に献上したのであるが、その毛色が深黒で墨の様に濃く、その形貌、動作が誠に愛すべきものである。先帝は之を獲られて愛翫數日の後、之を朕に賜はつた。朕は爾來今日まで五年間之を撫養して、毎朝牛乳を給して來たのであるが、しかも朕がかく之を愛撫する所以は、必ずしもこの猫の材能の敏捷なるを愛するのみではない。これ全く先帝の賜物であるからである。そこで朕は猫に對して「汝も陰陽の氣を含み、友竅の形を備ふる動物である。心に必ずや我がこの真情を知る所が有らう」と云つたが、之を聞いた猫は、歎息して首を擧げて我が顔を睨んだ。心に咽び臆に盈ちて口言ふ能はざるがやうだご記されて居るのであります。いかに天皇の至純至孝の御敬慮が窺はるゝと同時に、この興味深き御物語を拜聽して心に咽び臆に盈ちて言ふ能はざるは、必ずしもこの九州産の驪猫のみに限らないと

思ふのであります。今一箇條、寛平御記の中から、天皇がいかにも理即ち正義を重んぜられしかを窺ひ奉るべき御事蹟を御紹介致し度と思ひます。

それは寛平四年八月一日の事でありました。天皇は南殿に出御して、左右の近衛の相撲を天覽になりました。當日の相撲は十七番あつたが、左の勝者が十一人、右の勝者が二人、引分三人といふ成績でありました。之は一々天皇が勅裁されたのでありますが、しかし今迄の習慣によると、左方を帝王方と定めて、必ず左方を勝たせたものでありますが、今度は決してかやうな八百長のことではなく、力一杯の相撲をとらせて、之を正しく勅裁されたのであります。而して天皇は「朕只任理斷判」と仰せられて居る對かやうの遊戯の如き末技に對しても、正理の徹底を期し玉ふ大御心の程は誠に有難いことと思はれるのであります。

次には延喜御記の中から一二謹抄して、醍醐天皇の御聖徳の程を拜し奉りたいと思ひます。之は西宮記、又は公事根源などにも引用せられて有名な御話となつて居るのでありますが、延喜五年の正月一日に、此時まで行はれ來りし小朝拜と申す儀式を御差止めになつた事であります。小朝拜と申すのは、正月元日の朝賀の儀式の外に、關白大臣以下の殿上人等が天皇の常の御殿である清涼殿の東庭に參列して歳首を賀し奉る儀を申すのであるが、之はいかにも公向の朝賀の御儀が行はるれば、餘計のものである。所謂褥禮とも申すべきものである。それで天皇は、この儀を廢せらるゝにつけて、次の如く記して居られ

る。覽昔史書。王者無私。此事是私禮也。この事はなほ時代を考へて見ねばならぬ。王朝の中期から末にかけて、世は凡て繁文と禱禮とに包まれ居た時代、正義正理の觀念は深く埋沈して人は凡て私情と私慾とに驅使されて居た時代である。此處に「王者は私なし」と宣せられて、斷然私禮を斥け玉うた事は、いかに聖帝ならでは行はれまじき御英斷と申さねばならぬ。當時滿廷の臣、この霹靂の一聲をいかに拜聽し奉つた事で有らうか。最後に今一箇條、延喜聖帝に就いて語らせて戴きたいと思ひます。それは天皇がいかに文化事業に就いて、深き理解と同情と熱心とを有たせ玉ふたかを拜察すべき事項であります。それは延長四年五月廿一日の條に、興福寺の僧、寬賢法師が入唐求法するに就いて、天皇が親しく之を御召になり、入唐の願を許された上に、旅費として黄金百兩を給ひ、又寬賢の請に任がせて、當時我國代表的文學者の作品たる、菅原道真、紀長谷雄、橋廣相、都良香の詩集九卷と、書道の巨擘、道風の行草書各一卷を御下賜になつて、而かも之を唐家に流布せしめよと仰せられて居る。單に此等の御下賜に止らず、唐の商船使乗の事に就て、左大臣忠平をして大宰府に訓令せしめて、航海の事に至るまで御指圖になつて居られるのであります。尙又宇多天皇の御心付によりて、更に黄金五十兩を御加賜せられた事が、六月七日の條に見えて居ります。當時は既に政治上に永くは支那との交通の絶えて居た時代である。而かも天皇は、さまで名もなき一僧侶の渡船に際して、之に旅費を給し、國産を與へて、その求法巡禮の志を成さしめ給うた事は、天皇がいかに文化事業の大切なることを御理解になり、之を獎勵保

護し玉ふたか、その御熱心の程を拜察し得らるゝ次第であります。

かやうな御事柄を御紹介しますれば數限りもないのでありまして、私のこの手控に控えて參つたものでも尙十數箇條あるのであります、餘り時間が長くなるので之で御免を蒙ります。私はたゞこの三代御記を一般社會殊に今日の如き多數の教育家の御集りの席上に於て御披露申し上げて、我が列聖の徳を樹て玉ひし事の深厚なる所以の一二を御紹介すると共に、教育家諸君の實際本書に就いて、多の國民に修身の生きたる教材を拜受せられんことを望むものであります。

神 皇 正 統 記

此の國は神國なれば神道にたがひては一日も日月をいたくまじきいわれなり

(北 島 親 房)

明治天皇御製

あつしとも云はれざりけりにわかへる

水田に立てるしづを思へば